

台風第19号 関連情報  
被災された中小企業者様へ  
災害対策資金融資を実施します



令和元年 11月 27日

郡山市産業観光部

産業政策課

担当：日下部 雅規

ターゲット 13.1 TEL：924-2251

【11/27 15:00 送信】

台風第19号により被災された中小企業者の経営支援のため、「災害対策資金融資」を実施します。

## 1 融資条件

### (1) 対象者

次の要件を満たした中小企業者

ア 郡山市長が発行したり災証明書の交付を受けている

※ り災証明書の交付申請中で未交付の方は、事前に御相談ください。

※ り災証明書区分の記載が「無被害」の場合は対象外です。

イ 中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者に該当している

ウ 市内に主たる事業所を有している

エ 原則として市民税を完納しており、かつ、同一事業を1年以上営んでいる

(2) 融資限度額 1,000万円

(3) 資金使途 運転資金及び設備資金

(4) 利率 年1.3%以内(固定)

(5) 融資期間 7年以内(据置1年以内)

(5) 保証人・担保

ア 法人・・・保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する

イ 個人・・・必要により保証人、担保を徴する

## 2 お申込み

別添案内チラシに記載の市内取扱金融機関にてお申込みください。

※ 融資にあたっては、金融機関の審査があります。

## 3 その他

本融資制度を利用した中小企業者は、郡山市から信用保証料補助及び利子補給補助を受けることができます。要件等は別添案内チラシをご覧ください。

# 災害対策資金融資 のご案内

郡山市では、令和元年台風第19号により施設や設備等に被害を受けた中小企業者向けに、事業資金の供給を図り、経営の安定に資することを目的として災害対策資金融資制度を設けております。

対象者や条件は次のとおりです。市内の取扱金融機関（裏面参照）へお申込みください。

**【貸付実行期限】令和2年4月13日まで**

## 対象者

- 次の要件を全て満たした中小企業者
  - ✓ 郡山市長が発行したり災証明書の交付を受けている
    - ※り災証明書の交付申請中で未交付の方は、郡山市産業政策課（下記お問合せ）へご相談ください
    - ※り災証明書のり災程度区分の記載が「無被害」の場合は本融資の対象外となります。
  - ✓ 中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者に該当している
  - ✓ 市内に主たる事業所を有している
  - ✓ 原則として市民税を完納しており、かつ、同一事業を1年以上営んでいる

## 融資条件等

- 融資限度額：1,000万円
- 資金用途：運転資金及び設備資金
- 融資期間：7年以内（据置1年以内）
- 利率：年1.3%以内（固定）
- 信用保証：必要に応じて保証協会の保証を付し、信用保証料率は保証協会の定める率
- 保証人・担保：法人の場合…保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する  
個人の場合…必要により保証人、担保を徴する

※本融資制度を利用した中小企業者は、郡山市から「信用保証料補助」及び「利子補給補助」を受けることができます。要件等については裏面をご覧ください。

【お問合せ】郡山市産業政策課 電話 024-924-2251 FAX 024-925-4225

E-mail sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

URL [https://www.city.koriyama.lg.jp/sangyo\\_business/shogyo/10202.html](https://www.city.koriyama.lg.jp/sangyo_business/shogyo/10202.html)



## 信用保証料補助・利子補給補助

## 【信用保証料補助】

災害対策資金融資を利用した中小企業者が福島県信用保証協会に納付した信用保証料に対して補助します。

- 補助対象：市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税）を完納している方
- 交付申請期間：保証料の支払日の翌日から起算して6月以内
- 補助率：100%（限度額 50 万円）
- 申請方法：所定の様式（取扱金融機関へお問合せください。）に必要事項を記入の上、福島県信用保証協会が発行する信用保証料の支払額が確認できる書類の写しを添えて取扱金融機関へ提出してください。

## 【利子補給補助】

災害対策資金融資を利用した中小企業者が金融機関へ支払った当該融資に係る約定利子額に対して補助します。

- 補助対象：市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税）を完納している方
- 補助対象期間：貸付が実行された日から7年まで。ただし、補助金の交付については年度ごとに行なう。
- 補助率：100%
- 申請方法：所定の様式（貸付実行後、対象者あて申請書等を郵送いたします。）に必要事項を記入の上、次の資料を添えて郡山市産業政策課へ提出してください。
  - ・取扱金融機関の発行する支払額明細書の写し
  - ・利子の支払額が確認できる書類（通帳の写しなど）

## 【取扱金融機関】

秋田銀行、足利銀行、北日本銀行、七十七銀行、常陽銀行、大東銀行、東邦銀行、福島銀行、山形銀行、郡山信用金庫、須賀川信用金庫、福島県商工信用組合